広報こしじ

第26号
新潟県三島郡
発行所 越路町役場
電話来迎寺局(代)300番
印刷所 長岡市北越印刷

42年5月末の人口動態

住民登録人口（5月末日現在）

世帯数		2,950
人口		14,679人
内訳	男	7,107人
	女	7,572人

5月の住民移動状況

出生数	22人		死亡数	14人	
内訳	男	14人	内訳	男	10人
	女	8人		女	4人
転入数	36人		転出数	104人	
内訳	男	14人	内訳	男	48人
	女	22人		女	56人

今月の主要記事

▽町議会議員選挙の概要
▽選挙運動の手引き
▽ガス税の免税額引き上げ
▽商業調査から小売業の姿をみる
▽幼穂形成期の稲作管理
▽印紙税の全面改正
▽無料法律相談所が七月十一日に役場で開設

八月十日は町会議員選挙

農業委員選挙は八月二十四日

八月いっぱいで任期満了となる町議会議員と九月七日で任期が満了する農業委員の改選については、六月二十日の選挙管理委員会で町会議員選挙は八月三日告示八月十日投票日、農業委員選挙は八月十七日告示、八月二十四日投票日とすることに決定しました。

この選挙は、私達町民にとって最も関心の深い身近かな選挙であるだけにややもすると不明朗な、みにくい選挙になりかねない心配があります。

私達は、この選挙の意義を充分認識し正しい自覚のもとに各自の自由な一票で明るく住みよい町政を築きあげる努力をしなければなりません。

告示と同時に「立候補届出の受付」や「不在者投票」が行なわれるのでこれらについて留意事項の概略をお知らせします（農業委員選挙関係は八月号に掲載予定）

町会議員選挙

告示 八月三日
投票日 八月十日

立候補の届出

届出期間 八月三日から八月六日まで 毎日午前八時三十分から午後五時まで

受付場所 越路町役場 議場

届出関係書類

立候補届出には次の書類が必要ですからあらかじめ用意しなければならない。この書類がなければ受付順を定めるくじはひけない。

○本人届出の場合
1 候補者届
2 宣誓書
3 所属政党証明書（無所属を除く）
4 戸籍の謄本又は抄本

○推薦届出の場合
1 候補者推薦届
2 候補者推薦届承諾書
3 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書
4 宣誓書
5 所属政党証明書（無所属を除く）
6 戸籍の謄本又は抄本

その他
1 届出受付順は、午前八時三十分までに参集された方が二人以上ある場合すべてくじで決めます。従って到着順にはなりません。
2 届出に必要な書類用紙類は、所属政党証明書及び戸籍謄抄本以外は選管で用意してありますから七月二十一日以降請求してあらかじめ準備されたい。
3 届出関係書類の記載事項等についてあらかじめ事前審査も行ないますのでご希望の方は告示前に一度選管で見てもらうことをおすすめします。

立候補手続きなどの説明会は七月二十一日

立候補の手続きその他の事項について立候補予定者（推薦届予定者）を対象に次の日程で説明会を開きますから関係者は出席してください。

日時 七月二十一日 午後一時三十分
会場 越路町役場

なお、この説明会は、個人宛の案内はしないのであらかじめご承知ください。

7月25日は町消防演習
越路中学校で擬演習と総合訓練

選挙権と被選挙権

選挙権
年令満二十才以上で引き続いて三か月以上越路町に居住しており現在越路町の選挙人名簿に登録されている者は、この選挙の選挙権がある。但し一旦他の市町村に転出した（出稼ぎ者は除く）者はたとえ当町の選挙人名簿に登録されている者でも今回の選挙はできない。

被選挙権
町会議員の選挙権を有する者で年令満二十五才以上（選挙の期日現在）の者は被選挙権がある。

不在者投票

選挙の当日やむを得ない事情（一定の理由）のため直接投票所に行って投票できない者が例外として事前に投票する制度が不在者投票です。

○不在者投票の事由
1 選挙の当日越路町以外の処において職務又は業務に従事中である場合
2 やむを得ない用務又は事故のため越路町以外の場所で滞在中又は旅行中である場合
3 病気・負傷・姙娠・産じょくにあるため歩行困難な場合等

○不在者投票の期間
選挙期日の告示の日から投票日の前日まで（八月三日から八月九日まで）
町の選挙では不在者投票のできる期間が約一週間しかありませんから手続きはなるべく早めにしてください。

○不在者投票の方法
不在者投票をする者はそれぞれ不在者投票の理由により定められた一定の証明権者（勤務先の長・医師・市長村長等）の「不在者投票事由証明書」を選管に提出しなければならない。

○不在者投票の場所
不在者投票は、必ず役場・市役所等各市町村選管の指定した場所又は日赤・中央病院等でなければできません。従って指定病院以外の個人医院や自宅で病臥中の者はそのままでは不在者投票ができません。

選挙運動のいろは

これだけは ―― 知っておきたい

八月中に町会議員・農業委員と二つの町の大事な選挙が行なわれる。

町議・農委の選挙ともなると関心も深くお互いに身近かな選挙のあまり激しい選挙戦が展開されることは当然です。しかし勝つためには手段を選ばずでは困ります。あくまでも選挙法のルールに基づいた明るく正しい選挙でなければ結局豊かな住みよい町政も期待できません。

候補者・運動員は勿論一般選挙人もこれだけは是非心得ていなければならない選挙運動のいろはについて若干お知らせします。

事前運動はいけない

1 立候補を決意したら直ちに選挙運動に着手したいのが人情であるが、法律は立候補届出前の運動はすべて禁止しています。
2 選挙運動は立候補後でないとできないが、ポスターや看板の作製あるいは選挙事務所の借入れの内交渉等いわゆる選挙運動の準備行為は差支えない。
3 何某後援会というようなものの結成の会合はそれ自体必ずしも事前運動ではないが、会員の募集、総会の開催の方法が立候補予定者の売名、投票の依頼になるときは事前運動となるから注意を要する。
4 立候補届出前に関係者が集って選挙運動の事務打合せをすることは選挙運動の準備に止まる限り事前運動とはならない。
5 選挙運動は立候補届の受付が済んだときから投票日の前日までできる。

選挙運動の禁止事項

1 公務員等（教育者含む）はその地位を利用して選挙運動はできない。
2 候補者または運動員が選挙人の家を訪ねて投票を依頼するような行為は戸別訪問であり違反である。
訪問とは必ずしも家の中に入らなくても店先・軒下や道ばたでも戸別訪問となる。最近でも「居宅と続いた畑での選挙運動が違反」に問われた判例もある。また訪問の相手方が不在であっても、あるいは、面会を拒絶された場合でもその他二人以上の選挙人宅を日時を異にして訪問しても戸別訪問となるから注意
3 候補者が自己の居宅の所在地以外の区域の隣組常会・部落会等の開かれている機会を利用して連続出席してよろしく頼む旨のあいさつ行為をすることも戸別訪問とみなされる。
4 署名運動も禁止されている。
5 選挙運動のための連呼行為はできない。ただし演説会場や街頭演説の場所で行なうことは差支えない。
6 選挙運動に関して飲食物を提供することは、いかなる名義のものであっても原則として禁止されている。例えば運動員や労務者に対して慰労のため飲食物を提供する場合や第三者が激励のためにするいわゆる陣中見舞等も同様である。
ただ湯茶およびこれに伴う駄菓子程度のものや運動員に与える弁当（一定の基準あり）は認められる。従って選挙事務所開き等で酒・ビール等を出せばまず違反となる。
7 自動車（一定基準で）は一台使用できるが候補者運転手（一人に限る）の他腕章（乗車証）をつけた運動員四人まで乗車できる。
自転車の利用は差支えないが多数隊伍を連ねて行進すると気勢を張る行為となって禁止される。

選挙運動をしてはならない人

1 投票管理者・開票管理者（関係地域内において）や選挙管理委員・警察官等は在職中選挙運動が禁止されている。
2 一般職の国家公務員、地方公務員（教職員を含む）も選挙運動はできない。
3 未成年者や選挙権被選挙権のない者等はいっさい選挙運動をしてはならない。ただし未成年者でも単なる事務や労務者としての使用は差支えない。

選挙運動費用の制限

最高限度額は約十三万円

1 選挙には多額の経費を要するがこれを放置しておくと金持ちが当選し有能な士でも金がないため住民の代表者となることができないという結果が生ずるので選挙運動費用の最高額が決められておりこれを超えて支出すれば当選が無効となる。またこの運動費用の収支の明細は選管に報告し公表されることになっている。
2 運動費は金銭だけではなく物品（財産的価値あるもの）も含まれる。例えば自動車を無償で借りても通常支払うべき借上料を支払わずにすみ利益があるのでその借上料は収入となる。
陣中見舞も「寄附」だから収入である。労務の無償提供や報酬の辞退も寄附と認められ支出にはいる。
3 出納責任者の選任と選挙事務所設置の届出は必ずしなければならない。
選挙事務所は選挙の当日でも投票所の場所の入口から三百メートル（直線）以上はなれた場所に限り設置できる。

ポスター・ハガキの制限

1 ポスターは町議選では五百枚まで掲示できる。
ポスターには必ず掲示責任者及び印刷者の住所氏名を記載しなければならない。また選管の検印がなければ掲示できない。
2 掲示場所は公共物以外は自由であるがただし他人の所有物であれば承諾が必要である。
3 選挙運動用ハガキも五百枚までは使用できる。このハガキには来迎寺郵便局の「選挙」の表示がなければ違反となる。

以上選挙運動に関して概略を抄記してみました。この他買収・きょう応が違反であることはいうまでもありません。

違反は「知らなかった」では済まされない。候補者、運動員は勿論一般選挙人も一通りこの選挙運動"いろは"を頭に入れて法の示すところに従って堂々の選挙戦が行なわれることを期待します。

お知らせ

■**町連合婦人会の総会開催**
町連合婦人会では、昭和四十二年度の総会を、来る七月八日（土）午後一時から塚山小学校にて開催します。
総会では庶務、決算、予算の報告審議があり、記念講演に県教育庁社会教育主事高井タケ先生を予定しています。多数出席ください。

■**無料人権法律相談所開設**
国民は幸福な生活を送るのに必要な権利すなわち人権を有していると憲法で保障しています。皆さんはこの権利をおかされていませんか。
このたびそのような問題その他法律上のいざこざでお困りの方々のために次のとおり相談所を設けます。
相談は無料で絶対秘密にされます。どうぞ気軽にお出かけください。
日時――七月十一日午前十時から午後三時まで
場所――越路町役場
相談者 弁護士、人権よう護委員、法務局職員
相談内容――人権侵犯、民事、刑事、法律扶助その他一般法律問題

■**母子世帯、高令者世帯はラジオ受信料は免除**
母子と老人福祉の増進を少しでも高めるため、昭和四十二年度から母子世帯と高令者世帯（男六十五歳以上、女六十歳以上）で町民税が非課税の場合は、ラジオ受信料が免除されます。（ただしテレビのある場合は除く）。くわしくは町民課へお問い合せください。

■**予防注射を実施**
次の日程で予防注射を行いますので必らず受けるようにしてください。

会場	[illegible] 実施月日	[illegible] 時間	BCG 実施月日	BCG 時間
[illegible]公民館	7月20日	午後1時半～3時半	7月22日	午後1時半～3時半
[illegible]小学校	7月18日	〃～〃	7月20日	〃～〃
来迎寺小学校	7月24日	午前9時半～11時半	7月26日	午前9時半～11時半
[illegible]公民館	〃	午後1時半～3時半	〃	午後1時半～3時半
[illegible]事務所	7月25日	午前9時半～11時半	7月27日	午前9時半～11時半
[illegible]公民館	〃	午後1時半～3時半	〃	午後1時半～3時半
[illegible]小学校	7月26日	午前9時半～11時半	7月28日	午前9時半～11時半
[illegible]公民館	〃	午後1時半～3時半	〃	午後1時半～3時半
中野島小学校	7月31日	午前9時半～11時半	8月2日	午前9時半～10時半
[illegible]作業場	〃	午後1時半～3時半	〃	午後1時半～3時半

ガス税が変わる

免税額が七百円に引き上げ

昭和四十二年度の地方税法改正により、七月一日からガス税の免税点が、ガス使用者個々の一か月の使用料金にして、従来の五百円から七百円に引き上げられました。

これを当町のガス料金で計算すると、別表に示すとおり従来一か月のガス使用量が十三立方メートルまで免税であったものが、七月一日以後の検針分から十九立方メートルまで免税になります。

従って一か月の使用量が二十立方メートル以上になると、その月の使用料金には七%のガス税が含められて集金されます。

免税点改正前後の町営ガス使用料金対比表（単位：円）

	改正前 早収料金	改正前 遅収料金	改正後 早収料金	改正後 遅収料金
○ $13m^3$	478	537	478	502
14	549	577	514	540
15	589	618	551	578
16	628	659	587	616
17	666	699	623	654
18	705	740	659	692
◎ 19	743	781	695	781
20	782	820	782	820

注 ○印は改正前、◎印は改正後の免税限界量を示す

七月十日は交通事故ゼロに

町交安推協が発足

去る六月二十二日、町の交通安全を推進するために越路町交通安全運動推進協議会が委員（各界の代表者）三十六名を以って発足した。会長には町長白井又三郎、副会長に町議会議長関矢孝次郎、町交通安全協会長西脇栄治郎、町防犯組合副会長勝又俊導の各氏が選出された。

日毎に増大する悲惨な交通事故は年間一万四千人を超える死亡者を出しておりまさに交通戦争である。今や「交通安全は世界の願い」である。

当町も越路橋の無料解放に伴ない交通量は増大し大型化しているので交通安全対策は重要問題となってきた。町の立地条件に適合した施策が速かに打ち出されることを期待するとともに交通安全が各自の注意と自覚にあることも忘れてはなるまい。七月十日は県交通安全宣言日であるから交通事故をゼロにしよう。

交通相談所の開設

交通事故は私どもにとって最も身近な恐ろしい事故の一つである。どんなことをしてでも交通事故を起さないようにしなければならない。しかし、万一不幸にも交通事故が起きた場合関係者はどうしたらよいかこのようなためにこの度、「交通相談所」が開設された。皆さんの自賠責保険の請求手続きや、話し合いによる示談の解決などについて、無料で相談に応じている。

○場所――長岡警察署交通課内「長岡交通相談所」電話(2)―二一二一番
○所長 加藤 民治
○時間 午前九時から午後四時まで（日、祭日除く）

役所への苦情相談

気軽に安原さんへ

みなさんは役所のやり方について納得できないこともいろいろあるかと思います。このような行政の谷間、行き過ぎを調整し監督するのが行政監察局の仕事でありこの出先機関が行政相談員である。

去る六月二十日越路町役場において、新潟行政監察局次長幅野栄一さんと越路町行政相談員安原晃さんの出席のもとに町内各種団体長および有識者・町議・町職員など代表四十人が参加して行政懇談会が開かれ、各種の問題が提出され活発な質問と問題解決の手がかりが得られた。

総理府に設けられたこの行政監察局は、行政機関が民主的に能率的に節約した行政の運営をするよう監査をやっているもので、対象は各省、公団公社、事業団（国庫補助の）から地方のローカルな問題にまで広く深く監察を行なうもので、昨年は県下で三千百一件の問題が持ち込まれ、越路町内では四十三件が相談員の手を通して適確な解決の方向へ向けられている。

行政相談員は各市町村に一人、任期は二年で任命され、相談ごとは絶対秘密として扱われ、早く確実に解決される。

越路町は毎月二十一日午後一時から四時まで越路町役場で相談員の安原晃さんが皆さんをお待ちしておりこの日以外は安原さん宅（大字来迎寺安浄寺住職）へ出向けばいつでも相談に応じている。今後各地区へ移動相談所も検討中であり気軽に利用していただきたい。

役場で開かれた行政懇談会

小売業の現状

町内での買物は六割

昭和41年 商業調査から

昭和四十一年七月一日現在で実施した商業統計調査の結果がこのたび公表されたので越路町の現状を簡単にみてみた。

商業を大きく分けると卸売業と小売業の二つに分けることができる。卸売業は直接一般消費者とのつながりがないので、ここでは小売業についてのみ取り上げてみた。

越路町の小売店数は二百六店であり、小売従事者数が七百十一人で年間売り上げは八億二千七百四十一万円となっている（四十年七月より四十一年六月までの一カ年間）。

小売業の実態（昭和41年商業調査）

市町村等	小売商店数	年間売り上げ額（万円）	常時雇用従業者（人）	（参考）人口（人）
越路町	206	82,741	711	14,942
三島町	122	42,867	256	7,515
与板町	206	83,210	506	8,323
和島村	106	38,889	215	6,539
出雲崎町	217	65,654	451	9,337
寺泊町	206	72,970	437	14,922
三島郡	1,063	386,331	2,576	61,578
長岡市	2,472	2,171,600	8,633	154,752
小千谷市	705	489,941	2,154	47,376
小国町	129	29,484	255	12,517
新潟県	36,785	21,903,033	104,678	2,398,931
市部	21,370	15,882,796	69,008	1,362,318
郡部	15,415	6,020,237	35,670	1,036,613

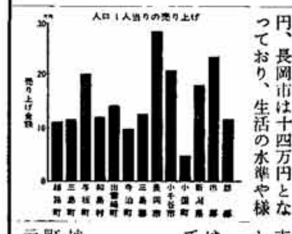

人口一人当りの売り上げ

市町村人口一人当りの売り上げは、越路町は五万五千円である。これに対し、新潟県平均では九万一千円、長岡市は十四万円となっており、生活の水準や様式の極端な違いのない現在このような大きな差があるということは、越路町の住民が町外から買い求めていることである。越路町の場合は必要な商品の六割は町内で買うが残る四割は長岡市など町外で買っていることがわかる。

人口一人当りの売り上げは市部が郡部の2倍となっている。

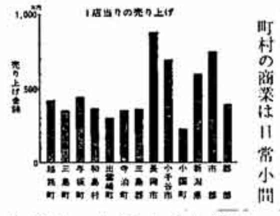

一店当りの売り上げ

一店当りの売り上げは、越路町は四百二万円と与板町とほぼ同じ売り上げ額を示している。しかし県平均は五百九十五万円、長岡市は八百七十八万円と非常に高い。

売り上げ額の大小で利潤の大小を求めることはできないが、市部は薄利多売の傾向はいなめない。

町村の商業は日常小間物、食品類が中心で、大型、高額の品物は市部の商店より買い求めることが多い。

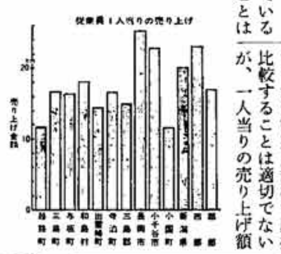

従業員一人当りの売り上げ

人件費が高くなっている今日、人員を減らすことは経営の大きな課題であり、このことからも、従業員一人当りの売り上げ額は年々急上昇している。しかし越路町は従業員一人当りわずかに百十六万円であり、県平均が二百九万円であるから半分にすぎない。このことは今後考えねばならない問題であろう。

越路町の小売業は他の職業との兼業が多い。農業や主人が勤め人であったり等で、ただ従業員規模で直接比較することは適切でないが、一人当りの売り上げ額が三島郡内でも一番低いということは商業の生産性が低いということであり、積極的な人件費軽減の方向へすすむべきであろう。

稲作の管理

幼穂形成期を中心に

稲作の見通しとして生育前半の草型は「長草多けつ」の状態で経過し過繁茂な気配で梅雨に入ったので後半の肥培管理について特に注意しなければならない。

○穂肥は反当一～二kgが原則今年の出穂期の予想はまだ時期尚早ながら今後の天候が順調であれば二～三日早目となろう。

穂肥は分配を

最近特に穂肥の施用が重要視されてきた。これは穂肥の効果もあるが穂肥を活用できる稲姿に育てることが大切で増収の上に重要である。穂肥の施用は有効茎歩合を高め、一穂の籾数の増加と稔実の向上に効果が期待される。しかし穂肥の施用はいずれの稲にも効果が期待されるものでなく、かえって病害虫や倒伏をまねき減収する場合があるので施用については十分診断しなければならない。

品種によりことなるが一般に幼穂形成期頃に葉色が黄色味をおび茎が太く、葉が直立し茎葉がかたい稲が効果が高い。葉色が濃く茎葉が軟らかく、葉が長くたれているかまた過繁茂でいもち病、白葉枯病の発生しているとき、異状低温で冷害の恐れがある場合は施用できない。

施用適期は幼穂形成期で通常出穂二十五日前頃である。主茎を数本抜き取り二つ割りにしてみて幼穂長が一ミリメートル程度に成長していたら施用し早過ぎないよう、特に分けつの切り上りの悪い年は注意する。

次に穂肥の与え方である。一度に施すよりも十日～十五日前の二回に分施した方が安全である。茎数の少い時は前者に多く施し茎数が多い場合はむしろ下位の節間の伸長をさけ倒伏を防止するため後者に多く施す方が適当である。

施用量はチッソ成分で十アール当り一～二kg以内で日照不足、天候不順の場合は少な目にする。

○**梅雨明け後は間断落水**
倒伏・根ぐされ防止のために梅雨明後は三湛二落の水のかけひきがのぞましい。同時に土壌が還元状態になると硅酸・加里の吸収が阻害されるので根の活力のためにも是非励行する。

印紙税が全面改正

七月一日から実施

印紙税法が全文改正になり、昭和四十二年七月一日から実施される。

営業者の皆さんに最も関係のある「営業に関する受取書」は、記載金額一万円以上のもの一通について二十円（記載金額が一万円未満のものには印紙税がかからない。）になった。また、物品の受取書、返品伝票、身元保証書、株式申込証などには印紙税がかからないことになった。

通帳は一冊一年以内の付込みに対して四十円（旧二十円）、判取帳は同じく四百円（旧二百円）に改められた。ただし、六月三十日以前から使用しているものは旧税率のまま一年間（付込みをした日の翌年の応当日まで）使用できる。

その他約束手形、為替手形、商品券など全部にわたって改正されているから注意すること。

税務署では説明書を配布したがまだご覧になっていない方は、税務署間接税課へおいでいただきたい。

買物の目じるし

上手な買い物をするためこれだけは知ってください。よい商品を選ぶ目安となる「ジス（JIS）マーク」

このマークのついている商品は品質、寸法、性能、などについて、日本工業規格で定められた一定の条件に合格していることを示すものです。

このマークは政府が厳重な審査をして許可した工場だけが、その製品につけることができるもので良い商品を買うための目じるしとなるわけです。このマークをつけることのできるのは約千百品目になりますが日常生活に関係の深いものをあげると次のとおりです。

☆衣料品
学生服・ワイシャツ・トレーニングパンツ・レインコート等があります。
☆文房具・事務用品
鉛筆・鉛筆削り器・クレヨン・パス・万年筆・シャープペンシル・印刷用紙・筆記用紙など
☆運動具、楽器
スキー・つり針・ハーモニカ・ギター・レコード・ピアノなど
☆裁縫用品
家庭用ミシン頭部・ミシンテーブル・ミシン針など
☆台所用品
魔法びん・石油コンロ・なべ・かまなど
☆日用品雑貨
安全マッチ・石けん、自転車など

ジスマーク

来迎寺駅

敬老号で一泊旅行を

ことしも国鉄では、お年寄りの皆さんに敬老の日を中心に、各地に臨時列車を運転して、温泉で楽しい一泊旅行をしていただくよう計画しております。コースも無理なく、費用も安くしてあります。お忙しい時期ですが、ご参加ください。

○九月十八日出発
○赤湯温泉一泊（山形県）
○費用概算三千七百円
○申込み問い合せは来迎寺・岩塚・塚山駅へ

臨時列車のご利用を

国鉄では夏の旅行シーズンを迎え、お盆の帰省、上京、登山、ハイキングなどのお客さまの便利と混雑の緩和をはかるため、便利な旅客列車を多数増発しています。特に上越線では八月十六日以降二十一日ころまでの上り定期列車は相当の混雑が予想されますので帰京または東京方面へのご旅行には、すいている臨時列車のご利用をおすすめします。

上越線

列車名（急行）	長岡駅発時刻	上野駅着時刻	運転期間	備考
佐渡臨一号	九・四六	一五・三〇	8月10日～8月20日	8月13日まで各日運行
弥彦一号	一二・〇九	一七・一一	7月29日～8月25日	
佐渡臨二号	一三・〇八	一八・五二	8月11日～8月20日	8月13日まで各日運行
弥彦二号	一三・五七	一九・〇六	7月30日～8月21日	8月13日まで各日運行
弥彦三号	一六・一四	二一・〇六	8月6日～8月25日	
弥彦四号	二三・一〇	四・四二	7月20日～8月20日	

注 [illegible]